

「医薬分業における規制の見直し」

説明資料

平成27年3月12日
内閣府 規制改革推進室

医薬分業とは？

原則として、医師(医療機関)が診療を担い、薬剤師(薬局)が調剤を担うこと。

医師と薬剤師が互いに独立した職能を発揮することで、安全性の面から国民医療の質的向上を図っている。また、医療保険財政の効率化にも資するものである。

本議題の論点

医薬分業を患者(国民)視点から見た場合、次のような問題があるのではないか？

(1) 利便性(構造)の問題

医療機関と薬局が離れていなければならない。

(2) コストとメリットの問題

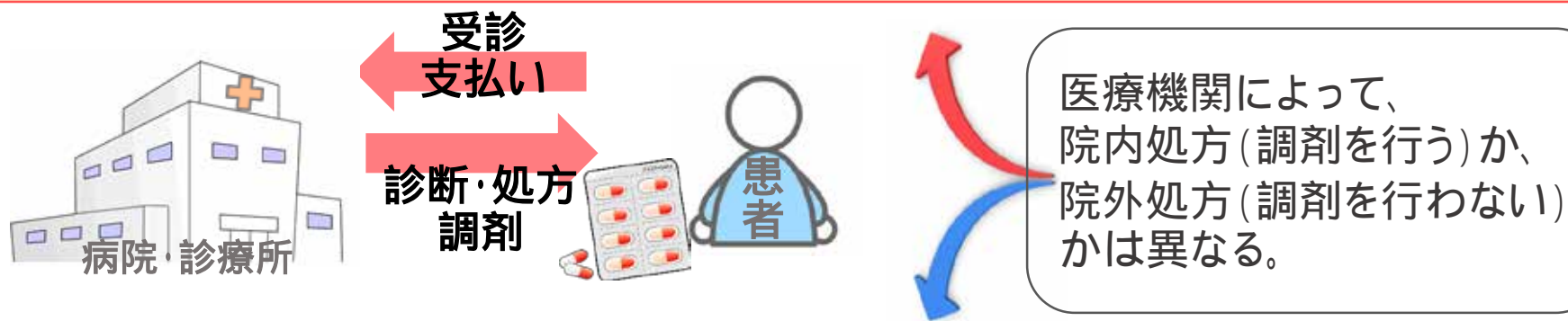
院内処方よりも院外処方の方が、コストが高いが、コストに見合ったメリットが感じられにくい。

患者(国民)にとって、よりメリットのある医薬分業を実現するには？

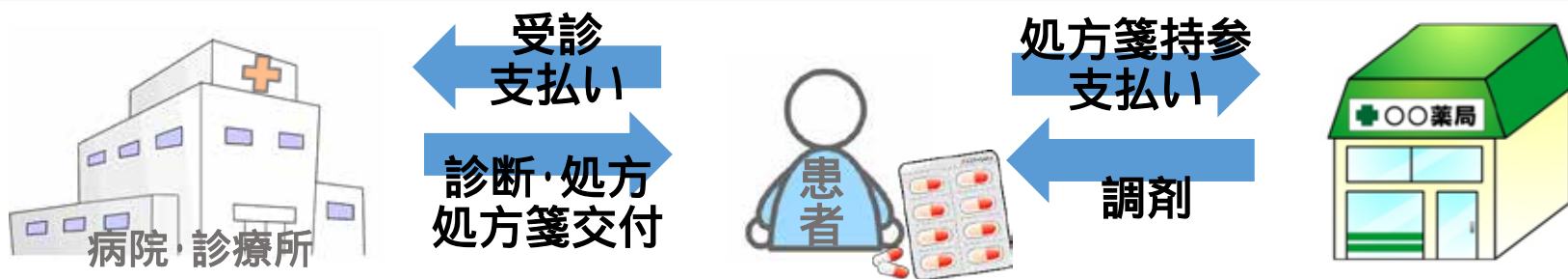
【医薬分業に関する規制・制度の概要】

日本では、医療機関で処方された薬をもらう方法が2通りある。国はこのうちの院外処方（医薬分業）を促進している。（医薬分業の利点については、資料2 - 2をご覧ください。）

院内処方：医療機関で、医師または薬剤師から薬を受け取る



院外処方（医薬分業）：薬局で、薬剤師から薬を受け取る



< 医薬分業に関し、医療機関・薬局に課せられる規制 >

- ・医療機関（医師）は、特定の薬局に患者を誘導してはならない。
- ・医療機関（医師）は、特定の薬局に患者を誘導する見返りとして、薬局から金品等を受け取ってはならない。
- ・薬局は、医療機関と一体的な構造であってはならない。
- ・薬局は、医療機関と一体的な経営をしてはならない。

医薬分業に関するアンケート概要

調査対象

15歳以上の一般の方(男性499名、女性537名、計1036名)

調査日

2015年2月27日(金)～2015年3月1日(日)

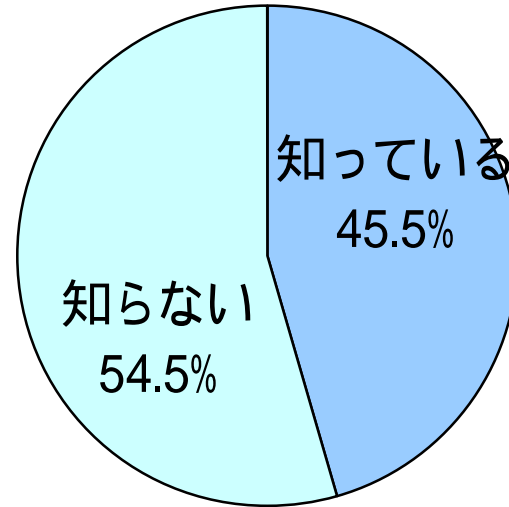
調査方法

インターネット調査

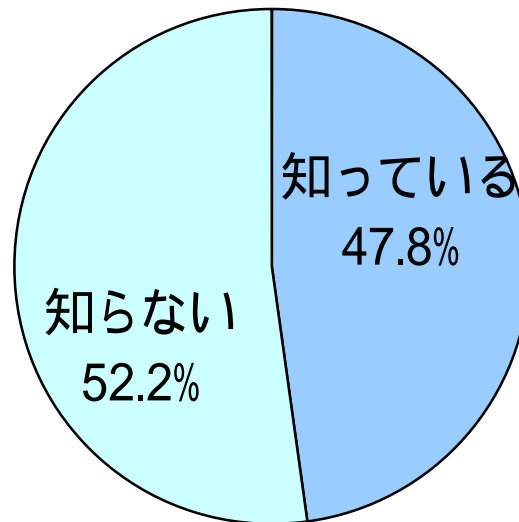
調査実施機関

内閣府の委託を受け、株式会社マクロミルが実施

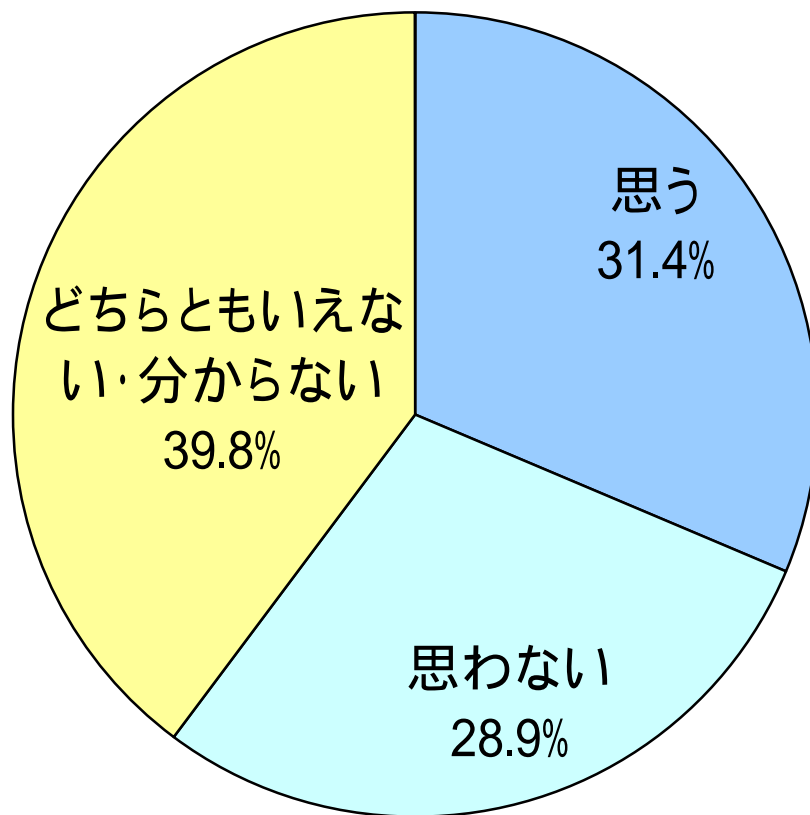
「医薬分業」という言葉を知っていますか？



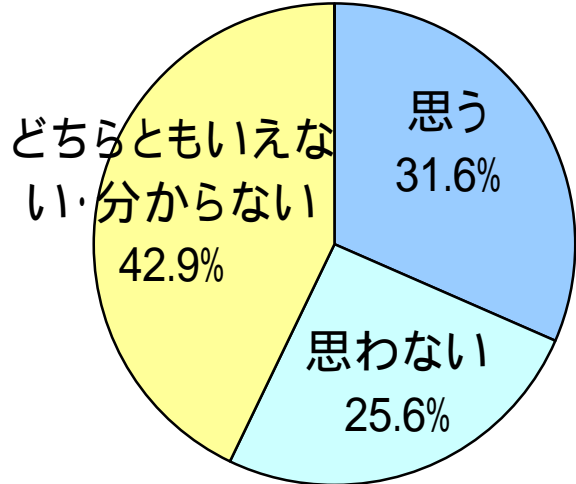
薬をもらうとき、薬代のほか、薬剤師による説明等のサービス料金がかかっていることを知っていますか？



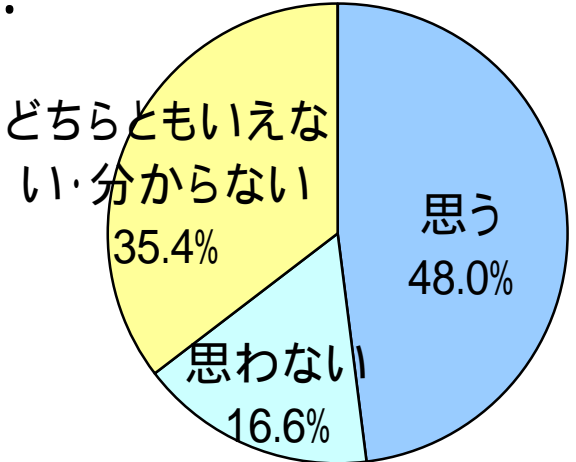
「医師と薬剤師がそれぞれの専門知識を生かして正しく診療や調剤を行うこと」「医師が必要以上に多い薬や高い薬を処方して利益を追求することを防ぐこと」のためには、
医療機関と薬局の建物が離れている方が望ましいと思いますか？



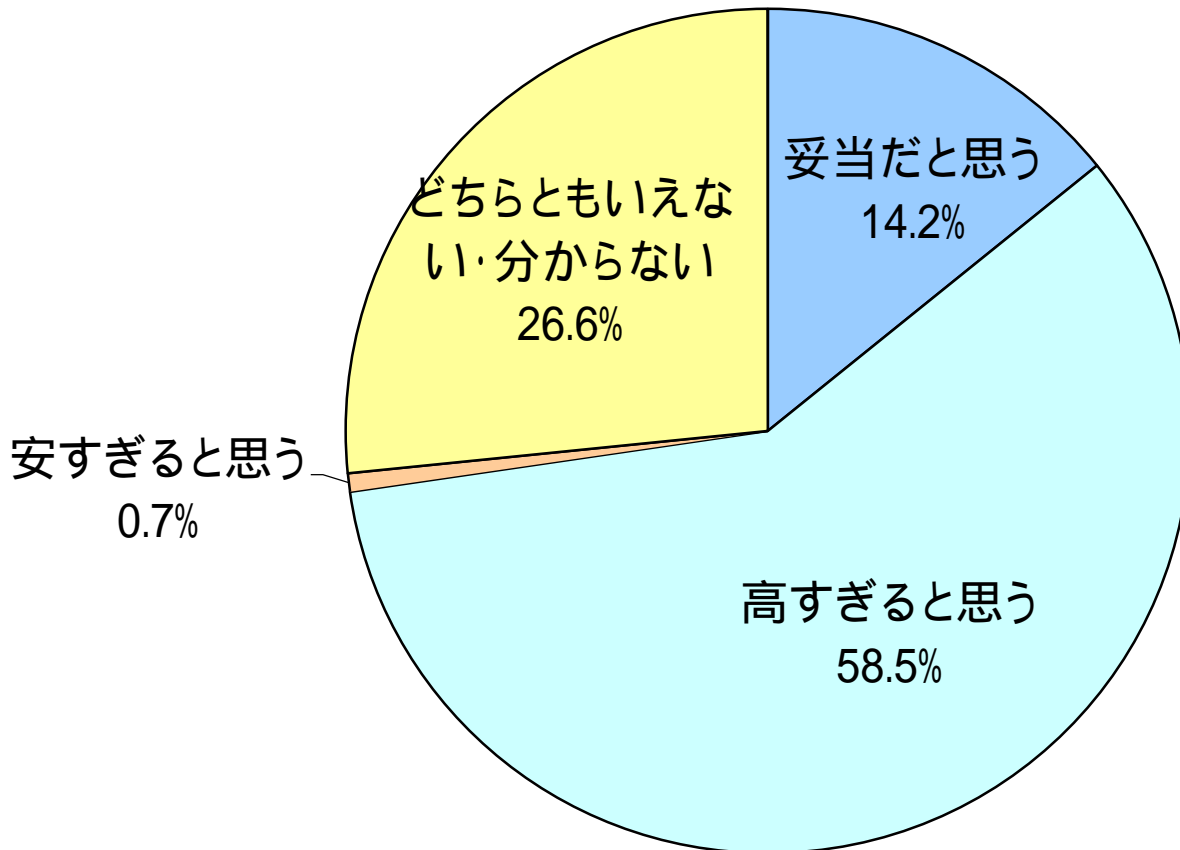
医師と薬剤師がそれぞれの専門知識を生かして正しく診療や調剤を行うためには、医師と薬剤師が、医療機関と薬局に分かれて業務を行う必要があると思いますか？



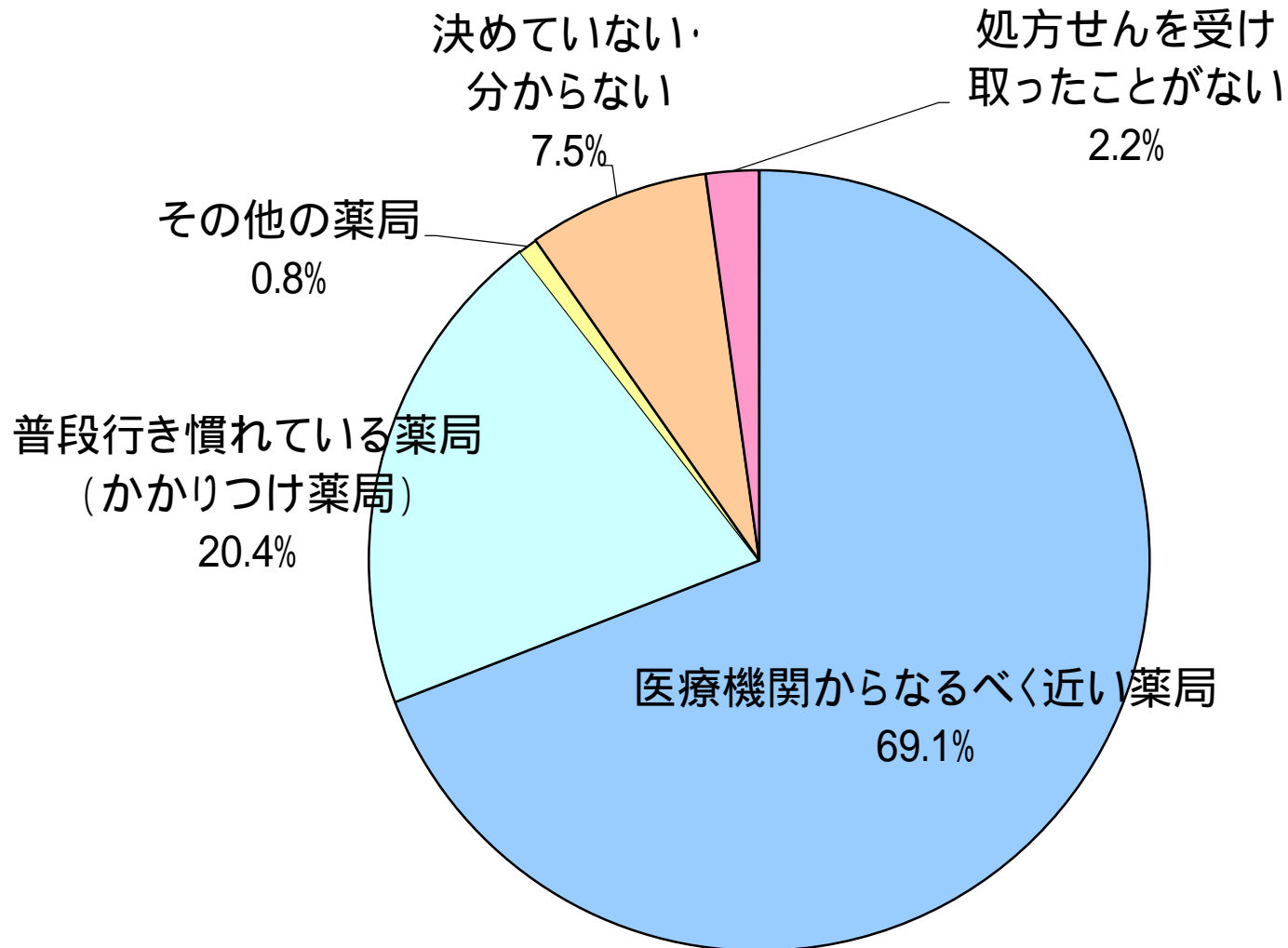
医師が必要以上に多い薬や高い薬を処方して利益を追求することを防ぐためには、医師と薬剤師が、医療機関と薬局に分かれて業務を行う必要があると思いますか？



「医薬分業」を行わない医療機関で直接薬をもらうよりも、「医薬分業」を行う医療機関から処方せんを受け取り、薬局で薬をもらうほうが、同じ薬をもらう場合でも、サービス料金が約300円（医療保険でカバーされる金額を加えると約1000円）増えますが、薬局で受けられるサービスの内容に照らして、この価格差は妥当だと思いますか？



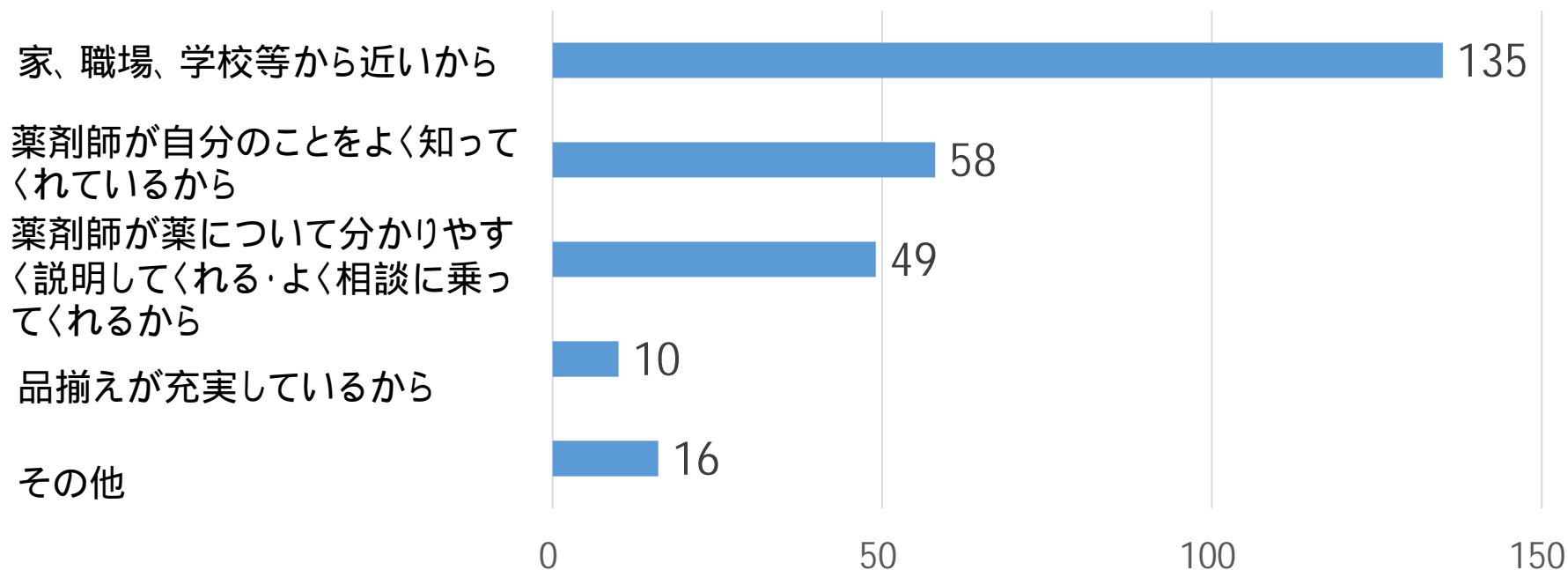
「医薬分業」を行う医療機関を受診すると、医療機関から直接薬をもらわずに、処方せんだけを受け取り、薬局で薬をもらうこととなりますが、医療機関で処方せんを受け取ったとき、どこの薬局に薬をもらいに行きますか？



前問で「普段行き慣れている薬局(かかりつけ薬局)」に薬をもらいに行くとお答えになった方に伺います。

かかりつけ薬局を選んだ理由は何ですか？いくつかでもお選びください。

(単位:人)

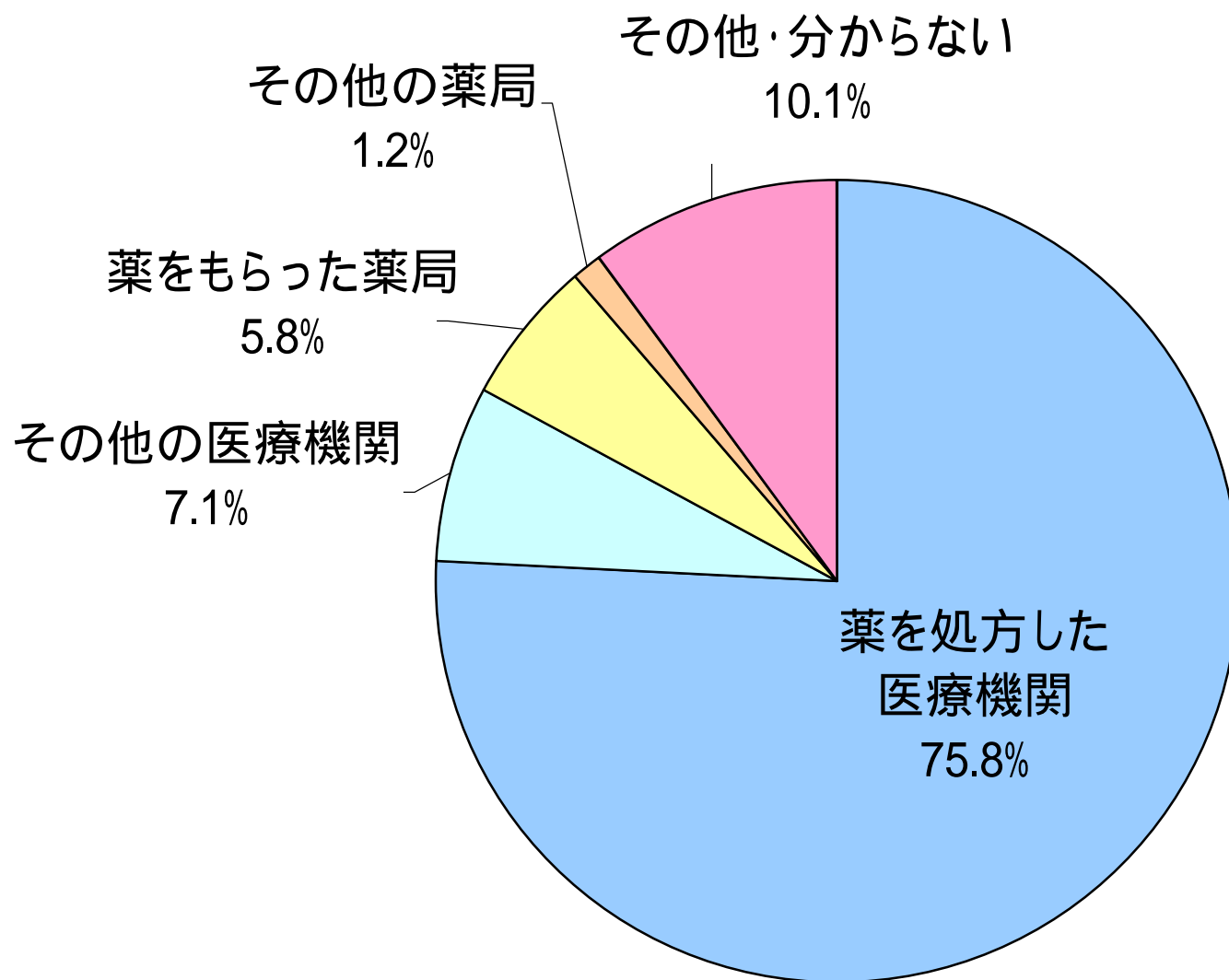


「その他」を選んだ方の回答(抜粋)

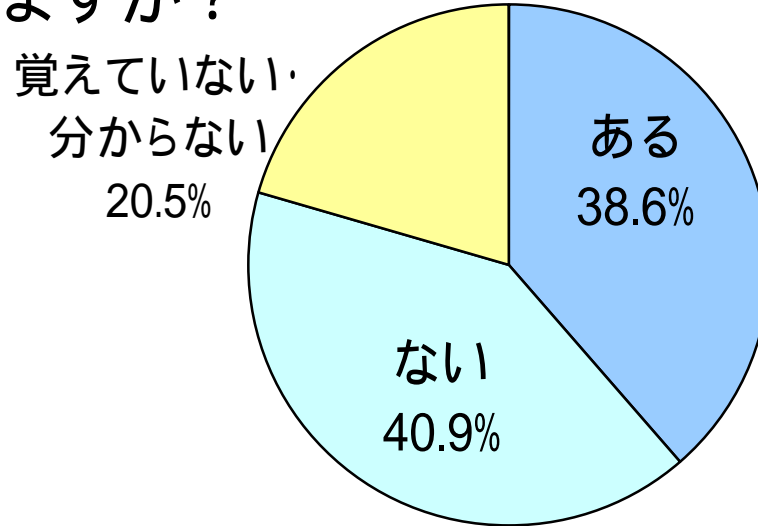
- ・ポイントがたまるから。(4人)
- ・クレジットカードが使えるから。(2人)
- ・ドラッグストアの中にあるので便利だから。
- ・すいているから。
- ・お薬手帳から飲み合わせの良くない薬の場合、医師に確認してくれる。
- ・薬剤師が家族のことを良く知っているから。

処方された薬を飲んでも効かないときや、体調が悪化したとき、
どこに相談しますか？

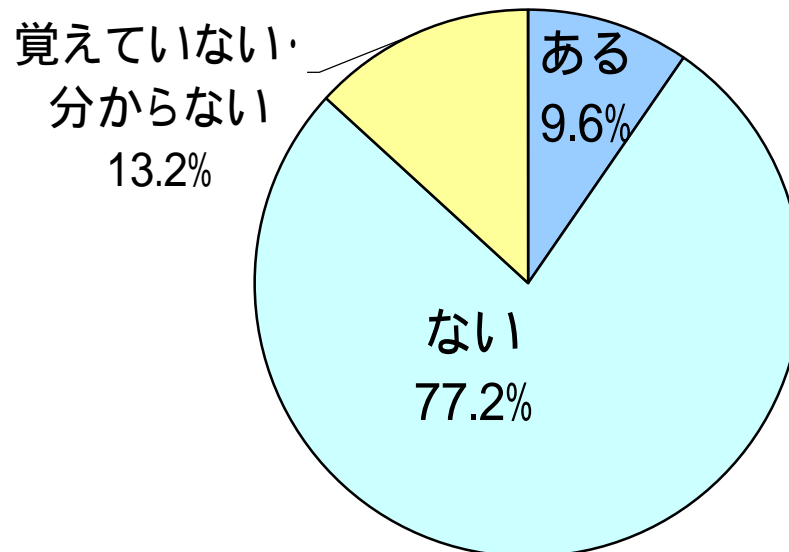
最もあてはまるものをひとつお選びください。



薬局において、薬剤師から他の薬との飲み合わせのチェックを受けたことがありますか？

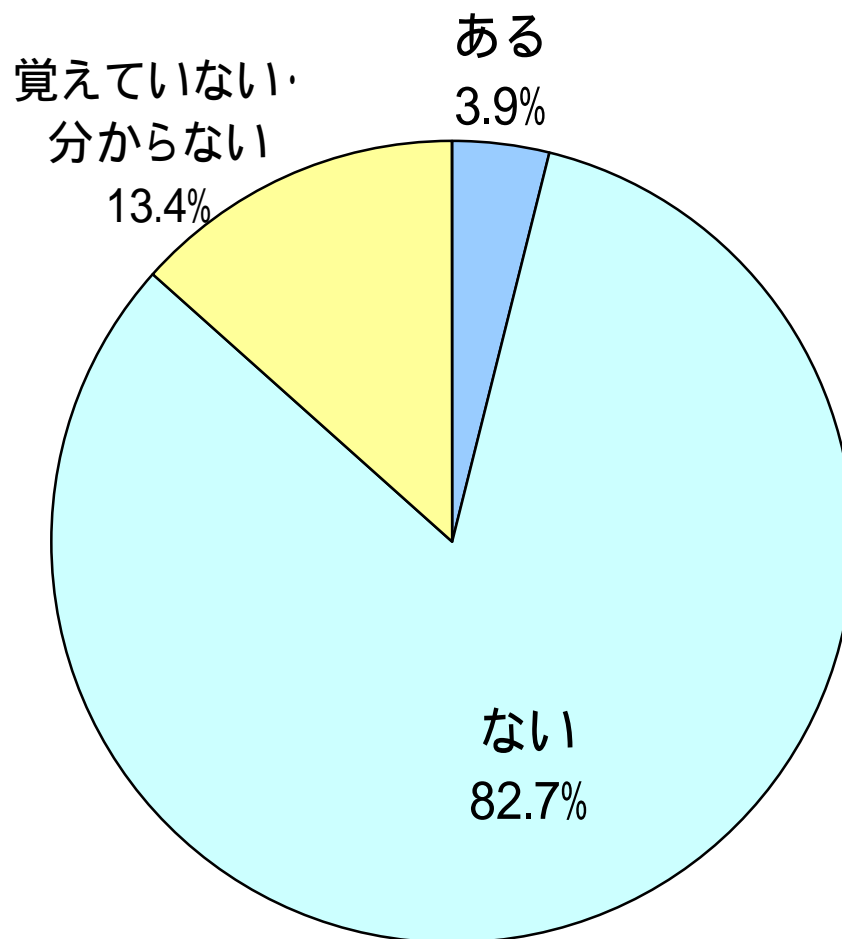


薬局において、薬剤師が処方せんの内容を確認した結果、処方内容が変更になったことがありますか？

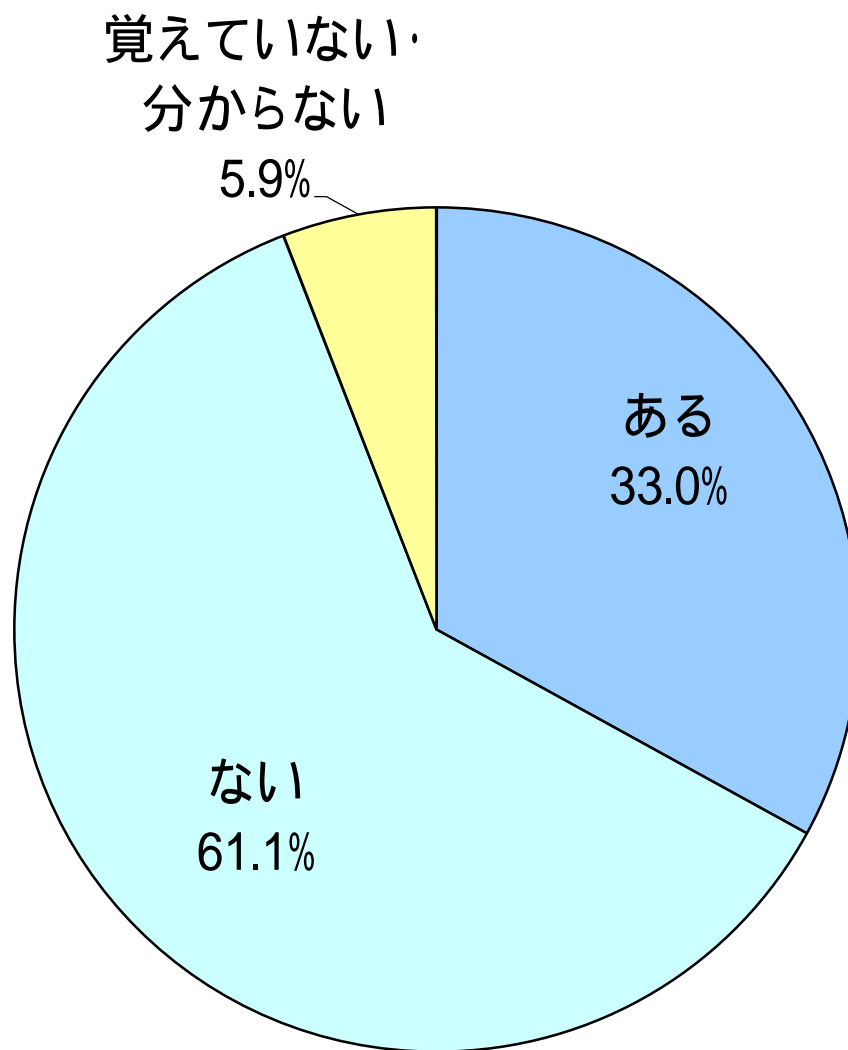


「分割調剤」の仕組みを利用したことがありますか？

(「分割調剤」とは、医療機関で14日分を超える処方せんを受け取った場合、薬局で日数を分割することができる仕組みです。例えば、3週間分の処方せんを受け取った場合、まず1週間分の薬をもらい、1週間後に残り2週間分の薬をもらうことができます。このとき、医療機関を再度受診する必要はありません。)



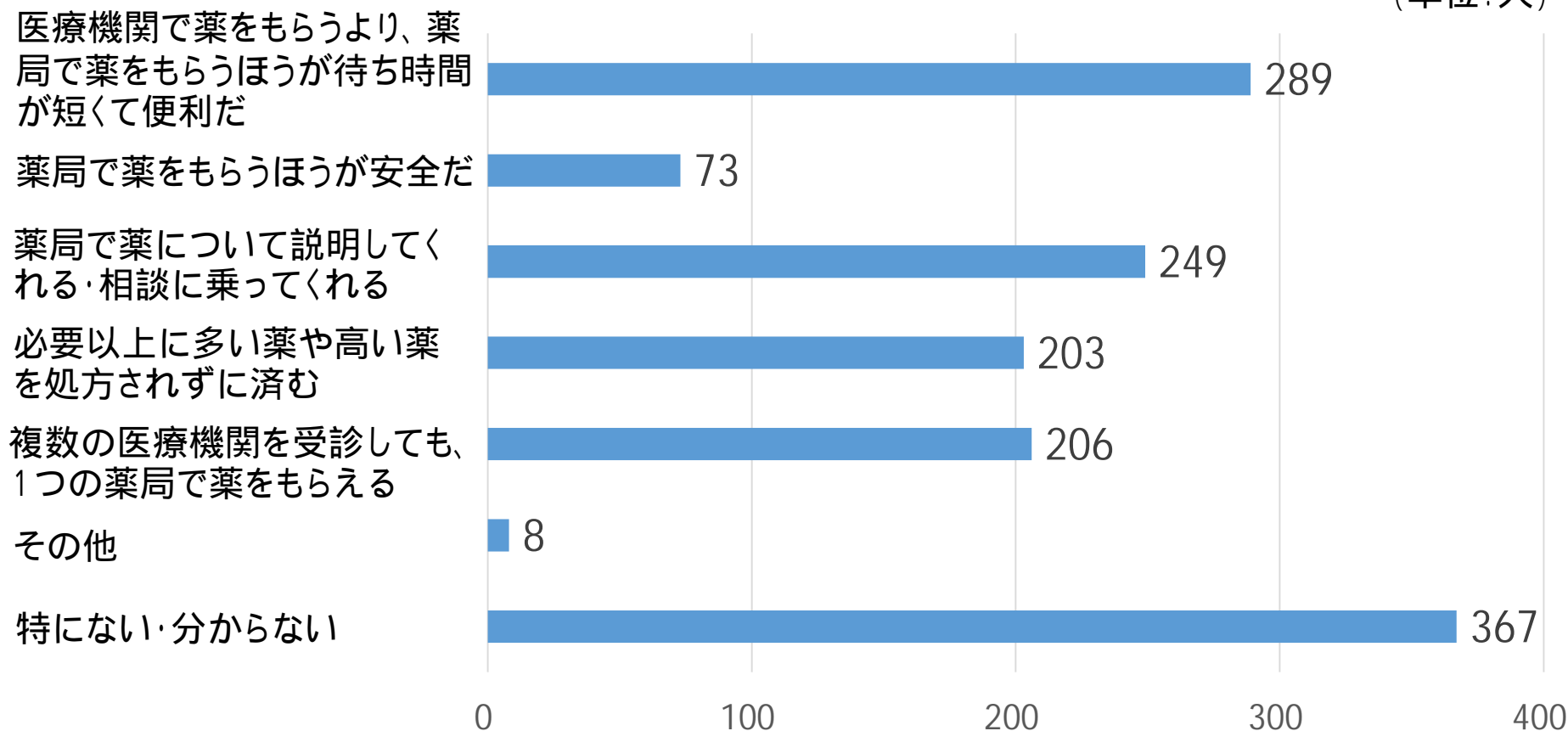
処方せんを持って薬局に行ったら、薬の在庫がなかったという経験はありますか？



「医薬分業」を行う場合のメリットは何だと思いますか？

いくつかもお選びください。

(単位:人)

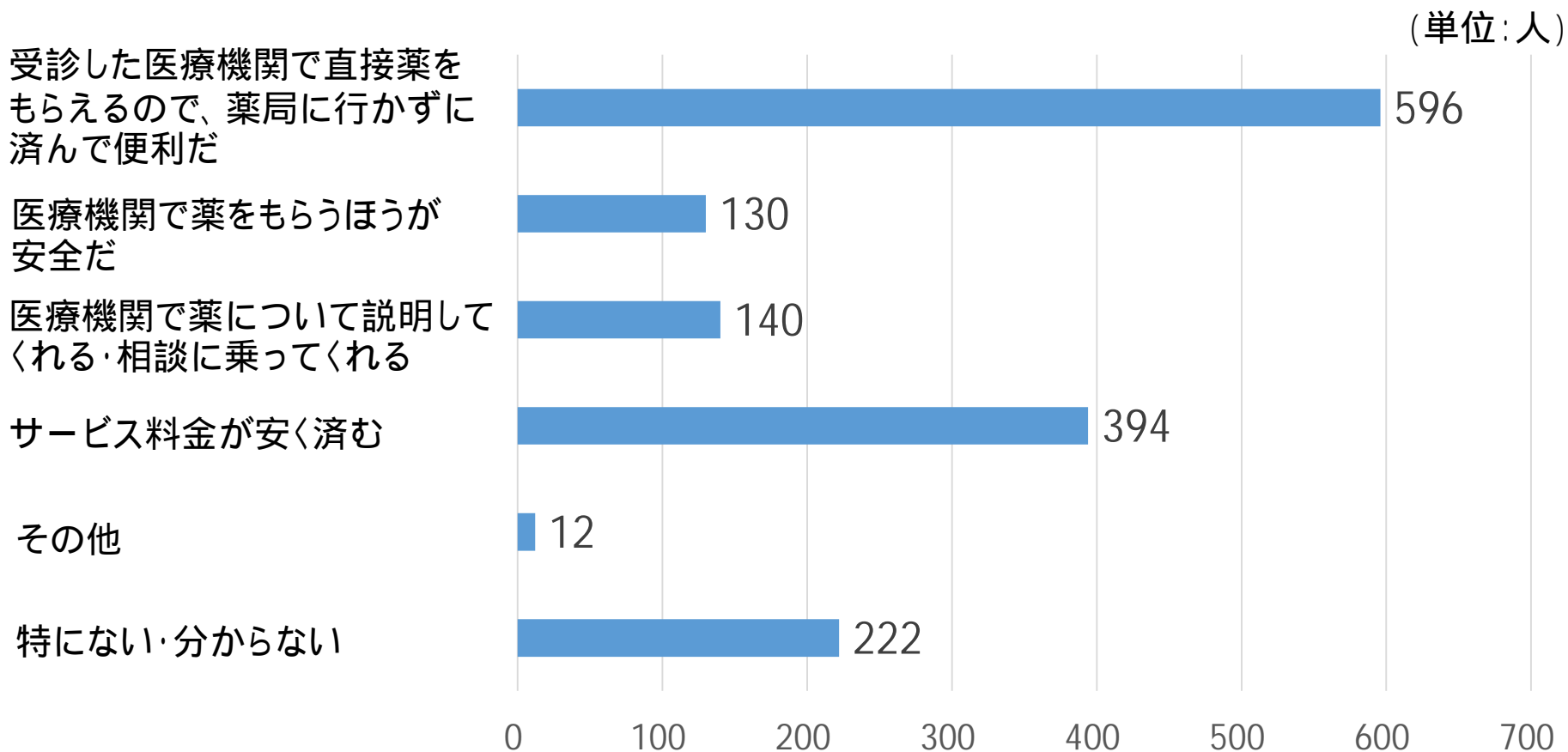


「その他」を選んだ方の回答(抜粋)

- ・複数の医療機関の処方せんの内容をチェックし重複などを確認してもらえる。
- ・薬局の方が営業時間に融通がきくため、心配事があれば深夜でも相談に乗ってもらえる。
- ・医療機関に薬の在庫を置かないですむ。廃棄する薬も出ないので医療機関にとって良いもの。
- ・医療関係者の金儲けのため。
- ・仕組みとしてのメリット云々はあるだろうが、実際に利用する側としてそれを感じる機会はほとんどないと思う。

「医薬分業」を行わない場合のメリットは何だと思いますか？

いくつかもお選びください。



「その他」を選んだ方の回答(抜粋)

- ・人の手を複数介することで発生する薬剤の取り違いや誤処方などのヒューマンエラーを未然に防げる。
- ・薬剤師の体調確認など、医師に話せば済むことを聞いてくるのが煩わしい。
- ・責任の矛先が明確。
- ・薬剤師さんは結局医師が処方した薬を出すだけなので、どこで処方されても変わらないと思う。なら確実に在庫切れがないほうがよい。
- ・ケースバイケースだと思う。